

小作争議調査表

昭和拾年

No. 4

(月報番號第

三六號)

(四) 解決條件記入

場所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
幸島郡怡土村大字井田字梅ノ木	地主 三島 俊一 小作人 伊野作 次郎	小作人 關係團體 金農 十	地主は千數百坪の面積ありて之の整理に必要として昭和三年小作調停條約に署名し手続を完了すべく昭和八年暮より直接地主に返還を要求し昭和九年未仲介人と之の返還を要求すも解決せずと要求したるに因り	土地返還要求	地主は調停中 三月八日第一回調停委員と役場と開會 本件は昭和三年小作調停條約あり今日更に土地返還の調停委員は伊野作と三島俊一とを以て小作人は該地を管轄する伊野作と三島俊一とを以て地主は伊野作と三島俊一とを以て希望者として昭和九年暮より直接地主に返還を要求し昭和九年未仲介人と之の返還を要求すも解決せずと要求したるに因り

(昭和十年四月分)

財團 協調會 福岡出張所

備考	結果	結
	地主 高山 幸次郎 分 四九畝三斗六升 付日一石五斗三升 一 昭和八年度滞納小作料一石五斗三升 日昭和十年十一年度分小作料と分割し 毎年一月末日迄納入すこと 二 昭和九年度滞納小作料一石三斗五升減額一俵(三斗四升)十月五斗末に換算し本月末日迄に納入すこと 三 昭和七、八、九年度滞納小作料六斗三升と三斗四升と減額一俵(三斗四升)金十月五斗末に換算し本月末日迄に納入すこと 四 一及九畝十斗 二石八斗九升 一 昭和七、八、九年度滞納小作料日昭和十、十一年度小作料と共に五年一月末日迄に納入すこと 二 昭和九年度分滞納小作料日三割と減額一俵(三斗四升)金十月五斗末に換算し本月末日迄に納入すこと	